

- 三、ボスター、ピラ、大衆請願運動
- 四、決議書発表、言論闘争
- 五、電気會社、家主、地主に對し大規模なる争議を開始すること、農民組合、借家組合の組織

五、窮破闘争と農村委員會

A、本部農村委員會の任務

- 第一期——七月より十月
 - イ、窮破運動の方針決定、指揮統一
 - ロ、政府の抗議要求
 - ハ、全國町村長會議、農會長會議への働きかけ
 - ニ、ボスター、リーフレット、請願用紙の作製と地方頒布
 - ホ、農村委員會總會召集
 - ヘ、全國勞農議會
 - 第二期——十一月より
 - イ、小作爭議應援
 - ロ、對府縣會闘争との接合指揮
- 地方農村委員會の任務**
- 第一期——と七月中より十月
 - イ、支事課、支事は窮破決議をなし政府に對つてなし知事
 - ス、小作爭議、電燈爭議、借家爭議の組織
 - ル、言論闘争
 - ヲ、全國勞農議會への参加
 - 第二期——十一月より
 - イ、小作爭議の組織的激發
 - ロ、縣會に對し集中攻勢
 - ハ、中央議會に對し集中攻勢

六、窮破闘争の經過

A、窮破闘争の一般的情勢

窮破闘争は本年春より各地に起つた自然發生的闘争を夏頃より集中的統一闘争に組織化するものである。吾等の運動と同時にこの大衆の自然發生的不平と不満を背景に、これを悪煽動することによつて討關の目的を達せんとする政友會と、政友會に對抗し、農村低利融通によつて昭和六年度府縣會改選準備をなす民政黨、この兩派は互の町村長、農會長を動員して議價問題を中心に負擔軽減運動を起した。吾等の窮破闘争は「養蠶家損失補償」を中心に黨所屬の町村會議員を先頭に大衆動員によつてこの既成政黨の町村長運動の機運に投じ彼等の大衆に假托せる農村運動の反動性を運動そのまゝの進行を通じて暴露し、彼等が

- 町、村長、農會長に大衆動員によつて陳情要求すること
- ロ、佃無産黨支部、地方無産者團體に共同闘争を申込む、府縣窮乏打破同盟を組織すること
- ハ、府縣市町村民大會を開き窮破決議をなし(イ)の如くなすべし、

- ニ、黨所屬の府縣會議員、市町村會議員、農會總代は府縣會、市町村會、農會の緊急召集を要求し、各地方議會に於いて前記A、B、C、Dの要求貫徹に努力すること、この場合小數行動を執らず、町村民大會を背景にして大衆行動を執ること
- ホ、黨の町村長、農會長は黨員を動員して府縣町村長、農會長會議に於いて活動し、その要求書は印刷にし會場にて配布すべし
- ヘ、黨の府縣市町村會議員及び町村長は既成政黨の町村長會議に對抗して農民町村會議、無産議員會議を組織すべし、
- ト、府縣町村長農會長會議に對し黨員を大衆動員して黨町村長、町村會議員、農會總代を先發として働きかけし
- チ、ボスター戦、ピラ戦
- リ、大衆請願署名運動

瀧口内閣の農村低利融通に矛を収めて退却したとき、我黨の闘争のみが農村戦線に遺された。同時に運動は「小作爭議」を中心に轉向された。今や農民窮乏の一切の闘争の前面に我黨のみが起つてゐる。全國的に展開された窮破闘争は十一月の東西勞農議會によつて統一され今や第二期の對府縣會對帝國議會及び瀧口内閣打倒闘争に結成されて展開されつゝある。

B、本部農村委員會の活動

- (イ) 窮破闘争組織指揮
 - (ロ) 農林大臣抗議要請(七月二十三日)
 - (ハ) 全國町村長會議抗議要請(七月二十三日)
 - (ニ) 全國町村長總會抗議要請(八月二十五日)
 - (ホ) 窮破ボスター(九月四日)
 - (ヘ) 窮破リーフレット(九月六日)
 - (ト) 窮破請願書(九月六日)
 - (チ) 農村委員會總會(九月十三日)
 - (リ) 第二回ボスター(十月二十七日)
 - (ヌ) 東西勞農議會(十一月二日)
- C、地方農村委員會の活動**
- 地方窮破闘争は春に於いては議價問題を主とし従つて養